

3. 離職者の状況

以降Q1～Q10は、問11で「既に離職した方の在職期間」欄に記載のあった事業所が、その「既に離職した方」(平成26年4月1日以降の採用で、平成26年4月2日から平成29年5月31日までの期間に離職した障がい者)一人ひとりの状況について回答した内容を、集計している(ここでの「離職」にはトライアル雇用や有期雇用の雇用期間満了による離職を含む。)

(1) 障がいの種類

Q1 離職された方の障がい等の種類について、該当する番号を記入してください。

「身体障がい」が53.8%と過半数を占め、次いで、「精神障がい」が26.4%となっている。

